平成２１年（フ）第２５号
広島県三次市十日市中１丁目６番21号
破産者　三好　博之
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２１年（フ）第７８号
福岡県北九州市小倉南区下城野１丁目１番15―507号、前住所福岡県北九州市八幡東区白川町８番８号
破産者　岩本　恵実
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２０年（フ）第８８３号
熊本県菊池市泗水町永3264番地２　チェリーハイツⅡ泗水105号
破産者　鎌田　美奈
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１００４号
熊本市花立５丁目４番22号
破産者　村上　真一
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第３２８号
北海道旭川市豊岡６条４丁目10番11号ＭＳ童夢６・４
破産者　向峯　浩司
1　決定年月日　平成22年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３３６号
北海道旭川市神楽３条６丁目１番３号302
破産者　今井登志子（旧姓沖山）
1　決定年月日　平成22年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第９号
長野県佐久市内山7786番地６、破産手続開始決定時住所長野県佐久市中込3203番地１　エムハイツ203
破産者　池田勝吉郎
1　決定年月日　平成22年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第１０号
長野県佐久市内山7786番地６、破産手続開始決定時住所長野県佐久市中込3203番地１　エムハイツ203
破産者　池田　民子
1　決定年月日　平成22年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第１３３号
愛知県西尾市中畑２丁目52、住民票上の住所愛知県西尾市平坂町奥辰75番地
破産者　鈴木　栄一
1　決定年月日　平成22年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２００６号
名古屋市中川区打中２丁目170番地、開始決定時の住所名古屋市中村区岩塚町字城前60番地の８
破産者　北市　正一
1　決定年月日　平成22年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１１６号
神戸市東灘区本山北町６丁目８番12号　保久良荘苑206号、前住所神戸市中央区小野柄通３丁目１番２―801号
破産者　大東由美子
1　決定年月日　平成22年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４５２号
奈良県大和郡山市九条町356番地５
破産者　松田智恵子
1　決定年月日　平成22年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１８８号
北海道岩見沢市栗沢町最上２番地31
破産者　工藤　康夫
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２０年（フ）第３５３号
長野県松本市元町３丁目５番29号
破産者　忠地　裕之
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１２７８号
大阪府交野市松塚17番14号
破産者　中垣　幸二
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第６３号
京都府綾部市青野町出口86番地メゾンクライム201号室
破産者　野口　明美
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

免責許可決定

平成２１年（フ）第４４９号
佐賀県鳥栖市布津原町61番地　県営宿町住宅Ｂ６―614
破産者　橋本　昌博
1　決定年月日　平成22年２月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２７２号
茨城県石岡市石岡3110番地４古渡コーポＡ202
破産者　小泉かほり
1　決定年月日　平成22年２月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係